

# 金融経済教育推進機構の設立に向けた提言 (金融調査会 資産運用立国PT)

令和 6 年 3 月 19 日  
自由民主党政務調査会

## 1. 背景

- 昨年の臨時国会において成立した「金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律（平成十二年法律第百一号）」に基づき、金融経済教育の推進を目的とする金融経済教育推進機構（以下、「機構」という。）が、本年 4 月に設立され、8 月に本格稼働する予定である。
- 機構の設立に関しては、金融リテラシー向上の重要性に鑑み、「金融調査会 提言 2023（令和 5 年 5 月 18 日）」においても、政府・日本銀行に加えて、金融業界を含む民間団体も積極的に貢献し、国全体として中立的な立場から教育活動を実施していく機構の設立及び速やかな業務運営の開始を実現すべきである旨を提言した。
- 機構の設立を間近に控える今、これまでの各教育主体の重複を解消しつつ、地域間格差を生まないよう国全体に広く金融経済教育に係る取組を抜本的に拡充していくとともに、金融トラブルの未然防止及び対応策等も含めた広範な内容の教育を進められるよう、以下 2. に記載する点に留意した対応を進めることが重要である。
- なお、金融リテラシーの向上を図ることに加えて、2024 年の公的年金の財政検証に併せた iDeCo 制度や企業型 DC の改革、金融事業者による顧客本位の業務運営の確保や、投資運用業・アセットオーナーシップの改革等を進め、インベストメントチェーンを効果的にまわすことにより、国民の安定的な資産形成の実現を図ることも重要な課題である。

### 2-1. 教育内容について

- 金融経済教育に取り組むにあたっては、家計管理や生活設計のほか、社会保障・税制度等の公的制度、資産形成、金融トラブルに関する内容も含めた広範な観点から、知識を習得し、適切な行動に向けた判断を自ら取るために必要な金融リテラシーの向上を目指すべきである。
- 資産形成の方法は「貯蓄」と「投資」に大別されるが、投資については余剰資金で行うなど、貯蓄と投資のバランスに留意しつつ、自らの

資産状況やライフプラン等に応じた適切な資産構成（ポートフォリオ）を作成することの重要性について、適切に教育すべきである。そのうえで、投資に伴うリスク軽減手法として「長期・積立・分散投資」が有効な選択肢の一つとなることを普及・啓発すべきである。

- 偽メールや偽サイトによるフィッシングや架空請求などに加え、SNS等による詐欺的な投資勧誘も広がりを見せるなど、金融トラブルが多種多様化している現状を踏まえ、最新のトラブル事例や、トラブルから事前に身を守るための情報、万が一トラブルに巻き込まれてしまった場合の対処方法等も身に着けられるよう、支援していくべきである。

## 2-2. 教育活動の進め方について

### (1) 学校教育の支援

- 中学校の社会科と技術・家庭科、高等学校の公民科と家庭科における学習指導要領で、金融経済教育に関する記載が拡充されたことを踏まえ、学校や教員の支援を強化するとともに、民間のノウハウも活用し、ゲーム型教材の導入など、こども・若者を含む多くの国民が関心を持てるような効果的な教育方法を追求すべきである。
- 大学生や専修学校生を始め、若者が詐欺的な投資勧誘や悪質商法に関連した金融トラブルに巻き込まれないよう、広く教育を受ける機会を提供すべきである。
- その上で、教育を受けた個々人が自らの金融リテラシー向上を実感できるような仕組み（検定等）の整備について検討すべきである。
- また、2027年～2028年頃に見込まれている次期学習指導要領における対応も含め、学校現場における金融経済教育の更なる充実に努めるべきである。
- 文部科学省等において推進している、学校と地域住民等が力を合わせて学校運営に取り組む「コミュニティ・スクール」とも連携しつつ、学校教育の支援を図るべきである。

### (2) 社会人教育の充実・強化

- 金融経済教育の担い手が金融関係団体や金融機関では、金融商品の販売・勧誘が目的ではないかと疑われ、受け手から敬遠されるとの指摘が

ある。機構においては、中立的で顧客の立場に立った認定アドバイザーを活用するなど、その公的性格という強みを活かし、積極的な企業向け講師派遣や企業の人事・福利厚生担当者向けセミナーの開催等を通じて、企業における雇用者の資産形成支援を促していくべきである。

- その際、中小企業における人的リソース制約を踏まえ、中小企業を伴走型で支援する観点から、事業主と従業員個人の双方が公平・中立な立場からのアドバイスを求めて相談できる環境づくりに取り組むべきである。
- また、退職者や高齢者層向けには、生涯学習の充実の観点から、年金などの社会保険や税金の仕組みのほか、贈与・相続など、その年齢層に適した教育を届けられるよう、公民館や図書館を含め地域コミュニティセンター等との連携を強化すべきである。

### (3) 関係者間の相互連携

- 金融経済教育を全国において効果的かつ効率的に推進するためには、機構の認定アドバイザーだけでなく、学校現場、金融機関、その他の民間事業者など、適切に教育を実施できる担い手を増やしていくことが重要である。
- 機構においては、質の高い認定アドバイザーの数を増やしていく取組みを継続的に進めるとともに、関係省庁・地方部局、地方公共団体、教育機関、コミュニティ・スクール、経済団体、金融団体・金融機関、都道府県金融広報委員会等の関係者は、相互に連携を図りながら協力すべきである。
- こうした関係者間の相互連携を進めることにより、現在低位にとどまっている「金融経済教育を受けたと認識している人の割合」を米国並みの20%に引き上げることを目指すべきである。

### (4) その他

- 機構が個別相談事業等を実施する中で、販売会社等の営業現場に関して得た利用者からの苦情等については、適切に金融庁に共有し、顧客本位の業務運営の確保に向けたモニタリングに活かされるべきである。

(以 上)